

別表
ウ 福祉事業

給付の種類	条 件	給 付 額 及 び 支 給 基 準	提 出 書 類
人間ドック 助成	<p>公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックを受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が人間ドックを受診したとき。ただし、人間ドックの種類は、1日コース又は宿泊コースに限るものとする。</p>	<p>会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、前年度受診分の受給者は除く。</p> <p>(1) 1日コース 限度額 5,000円 (2) 宿泊コース 限度額 8,000円</p>	<p>公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する人間ドックの申込時に、教職員互助会への情報提供に同意し、受診した場合は自動給付とするため、提出書類は不要とする。</p> <p>なお、教職員互助会への情報提供に同意しない会員、指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が受診した場合は、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 人間ドック助成金請求書 (2) 領収書（原本）</p>
脳検診助成	<p>公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診を受診したとき又は指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が脳検診を受診したとき。</p>	<p>会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、前年度受診分の受給者は除く。</p> <p>限度額 2,000円</p>	<p>公立学校共済組合宮城支部の組合員である会員が同支部が実施する脳検診の申込時に、教職員互助会への情報提供に同意し、受診した場合は自動給付とするため、提出書類は不要とする。</p> <p>なお、教職員互助会への情報提供に同意しない会員、指定団体の会員、継続会員及び教職員互助会事務局の職員である会員が受診した場合は、次の書類を提出すること。</p>

(別表ウ 福祉事業)

			(1) 脳検診助成金請求書 (2) 領収書(原本)
インフルエンザ等予防接種助成	会員が医療機関等で、予防接種法に定めるインフルエンザ等の予防接種を受けたとき。	会員が医療機関に支払った自己負担額から次の額を限度に助成し、限度額未満の場合は、その額とする。ただし、一会計年度1回限りとし、その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 限度額 2,000円	(1) インフルエンザ等予防接種助成金請求書 (2) 領収書(原本) (3) 宮城県教育委員会、公立学校共済組合宮城支部、教職員互助会が実施する会場型のインフルエンザ予防接種を受けた場合、提出書類は不要とする。